

> 令和2年7月29日 千葉県信用保証協会

信用保証書等の電子交付の開始について ~信用保証書等の電子化によりスピーディな融資実行をサポート~

千葉県信用保証協会(会長:吉野 毅)は、令和2年7月31日(保証決定分)より、株式会社千葉銀行(頭取:佐久間 英利)との間で、中小企業へのスピーディな融資実行をサポートすることや信用保証業務のデジタル化、ペーパーレス化による利便性の向上を目的とし、下記の通り、41の信用保証協会が参加する共同システム(以下「COMMONシステム」という)の先行協会として、信用保証書等の電子交付を開始します。

なお、信用保証書等の電子交付にあたっては、当協会が業務委託している保証協会システムセンター株式会社(代表:南里 寛)が契約したセイコーソリューションズ株式会社の「かんたん電子契約サービス」を利用します。

記

1. システムの概要

保証協会と金融機関との保証契約は、金融機関に信用保証書を交付することによって成立し、金融機関が貸付を実行したときにその効力が生じます。従来は、信用保証書等を専用紙に印刷し、金融機関の営業店毎に発送していましたが、今後は信用保証書等を電子データ化し、電子署名・タイムスタンプを付与したうえで電子交付することとなります。

2. 目的と効果

信用保証書等を電子交付することにより、保証書が金融機関に到着するまでの時間 (リードタイム)が短縮されることで、スピーディな融資実行に寄与します。また、ペーパーレス化による保証書紛失リスクの軽減効果も見込まれます。

3. 今後の展開

株式会社千葉銀行への電子交付開始後、他の金融機関に対しても順次導入していた だくよう電子交付の普及に努めます。

当協会は、今後も、金融機関と連携し、中小企業・小規模事業者の皆さまのより円滑な資金調達に向けた取組みを進めてまいります。

以上